

議 会 基 本 条 例 の 制 定 に つ い て

◆ 条例制定までの歩み ◆

条例制定に向けた主な取組の経過は次のとおりです。

平成19年

- ・ 5月 市政調査会研修会
「地方自治と議会改革～議会基本条例の考え方」
講師 早稲田大学マニフェスト研究所
所長 北川正恭氏



- ・ 8月 市政調査会に議会基本条例検討部会を設置
(以降、約2年間にわたり31回の部会、研修会、先進地視察、市政調査会等を開催)

平成20年

- ・ 2月 研修会「議会基本条例について・地方議会における議会基本条例制定の動き」
講師 早稲田大学マニフェスト研究所
調査員 草間 剛氏

- ・ 6月 先進地研修
「紫波町議会一問一答による一般質問傍聴」
- ・ 11月 先進地研修
「宮城県本吉町議会による議会改革の取り組み状況」

平成21年

- ・ 1月 市政調査会「条例に盛り込む骨子について」報告、検討
- ・ 2月 条例骨子に対する各会派の意見聴取
- ・ 5月 市政調査会「条例骨子と条例素案について」報告、検討
- ・ 5~6月 議会基本条例素案へのパブリックコメント（市民の意見提案）の実施
- ・ 6~7月 市民説明会 市内6か所で開催
112名参加
- ・ 7月 市政調査会研修会
「議会基本条例制定後の議会の変化について」
講師 早稲田大学マニフェスト研究所
事務局長 草間 剛氏
- ・ 8月 市政調査会「奥州市議会基本条例案文について」報告、検討
- ・ 9月 市政調査会「奥州市議会基本条例案文について」決定

- ・ 9月28日 第3回定例会最終日に条例可決
- ・ 9月30日 条例公布
- ・ 11月1日 条例施行

◆ 一問一答方式

※条例に盛り込まれた特記すべき事項は次のとおりです。

- ・ 一般質問においては、議論の論点及び争点の明確化を目的に一問一答方式を導入し、質問項目毎に質問及び答弁を行います。
- ・ 一般質問は、質問席を設け、対面式により行います。

◆ 質問・質疑の趣旨確認

- ・ 市長等は、議員の質問及び質疑

に対する説明をよりの確に行うことができるよう、質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができます。

◆ 議員間の自由討議

- ・ 二元代表制の一翼を担う市議会としての責任と意欲を高め、各議員が積極的に意見交換を行うため、本会議、委員会においては、議員間の自由討議により、多様な意見を出し合い、議員相互間の議論を尽くすよう努めます。

◆ 政務調査費の公開

- ・ 政務調査費は、市政に関する議員の調査研究のために必要な経費の一部として、会派又は会派に所属しない議員に交付されるものであり、有効に活用するとともに、使途については、ホームページ、議会だより等を活用して公開をします。

◆ 市民懇談会

- ・ 市民との意見交換等の場として、

議員が出向いて市民懇談会を開催します。

奥州市議会では、本条例制定を契機に、より一層議会の活性化を図るとともに、議会及び議員の責務を自覚しながら、市民の皆さんの負託に応えられる議会を目指し、全力で取り組んでいきます。

※条例全文は市議会ホームページに掲載しています。